

芦屋町議会録画中継の配信に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芦屋町議会（以下「町議会」という。）を広く町民に公開し、より開かれた議会を推進するために行う町議会の録画中継の配信に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「録画中継」とは、開催中の町議会の音声及び映像を記録し、編集した後、インターネット上で公開することをいう。

(録画中継の実施)

第3条 録画中継を行う町議会は、本会議とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条第1項の規定により秘密会とされた本会議の録画中継は行わない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する議事、発言等の録画中継は行わない。

(1) 議長が制止又は取消しを命じた発言及び議員、その他の出席者が取り消した発言

(2) 町議会の品位を保つために、議長が必要と認めた音声及び映像

(3) その他、機器の故障等により録画できない音声及び映像

(録画中継方法)

第4条 録画中継は、YouTube（以下「ユーチューブ」という。）を媒体として行う。

2 録画中継の配信は、原則として1日単位とする。ただし、一般質問については議員単位の配信とする。

(配信期間)

第5条 録画中継は、原則として本会議のあった日から起算して7日後（当該7日には、芦屋町の休日を定める条例（平成元年条例第4号）第1条第1項に規定する町の休日を含まないものとする。）までにユーチューブで配信する。

2 録画中継の配信期間は、原則として当該本会議が終了した日から1年間とする。

(撮影方法)

第6条 原則として発言者を撮影する。ただし、表決については議員全景を撮影する。

2 議会事務局は、前項に掲げる議員全景について、傍聴席が撮影される旨を、事前に傍聴人に周知するものとする。

(著作権及び免責)

第7条 録画中継に係る著作権は、町議会に帰属する。

2 録画中継による個々の情報は、地方自治法第123条第1項及び芦屋町議会会議規則（平成20年議会規則第2号）第124条に規定する会議録としない。

3 機器の故障等により録画できない場合においても、本会議の開会及び進行を妨げる

ものではない。

4 録画中継の視聴者が録画中継を視聴したこと又は録画中継の情報を使用したことによって生じた損害について、町議会は、その責を負わない。

(庶務)

第8条 録画中継に関する庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、録画中継に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。